

●保険の対象となる方(被保険者)本人^{*1}としてご加入頂ける方

- ①スズキグループの在職者様
- ②上記①の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
- ③上記①と同居されているご親族(6親等以内の血族または3親等以内の姻族)
※傷害補償の家族型はご本人としてご加入いただけません。
※保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}について年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)等の加入条件がある補償があります。
詳細は各補償のページをご確認ください。
※対象となるグループ会社については、【お問い合わせ先】までご連絡ください。

家族型の保険の対象となる方(被保険者)の範囲:

ご本人^{*1}(被保険者)、ご本人^{*1}の配偶者、ご本人^{*1}またはその配偶者の同居のご親族、ご本人^{*1}またはその配偶者の別居の未婚のお子様

※保険の対象となる方の統柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任(子どもプランを除く)において、ご本人^{*1}が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

●こどもプランについて

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}としてご加入できる方は、スズキグループの在職者様のお子様で保険期間の終了時点で満23歳未満の方または満23歳以上で学校^{*2}に在籍している方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 学校教育法に定める次の学校または外国大学日本校^{*3}をいいます。(1)高等学校(高等専門学校を含みます。)(2)大学(大学院および短期大学を含みます。)*3
(3)特別支援学校の高等部(4)専修学校および各種学校(教育基本法に定める義務教育を終了している方または留学生に限ります。)

*3 留学生、聴講生および研究生を含みます。

※同一被保険者本人について、こどもプランとの傷害補償を合わせてご加入いただけません。

※育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。
原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

※こどもプランの家族型(個人賠償責任補償)は、「ご本人^{*1}、ご本人^{*1}の配偶者、ご本人^{*1}もしくは親権者またはご本人^{*1}の配偶者の同居のご親族、ご本人^{*1}もしくは親権者またはご本人^{*1}の配偶者の別居の未婚のお子様」が保険の対象となる方です。保険の対象となる方の統柄は、損害の原因になつた事故発生時におけるものをいいます。

※こどもプランの個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、ご本人^{*1}に関する事故に限ります。)。

なお、ご本人^{*1}以外の上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。

「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。

①婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。

(3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●事故時の連絡先

事故が起った場合は、取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、右記事故サポートセンターへご連絡ください。

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)
事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間:24時間365日受付

お問い合わせ方法

- ①加入希望書を「社内メール」「郵送」「FAX:053-448-5417」にてご返送
- ②メールにてお問合わせ(af-mail@suzuki-business.co.jp)

お問合せ用メール▶

【お問い合わせ先】

株式会社スズキビジネス

保険事業部

営業第三課 団体総合生活保険担当
〒431-0201 浜松市中央区桜原町21339(しひらララザ3F)

TEL: 053-447-1718 FAX: 053-448-5417

受付時間:(平日)8:45~18:30 (土日)9:45~18:30

URL <https://www.suzuki-business.co.jp>

各工場・保険相談コーナーでもお手続きいただけますので、お気軽に立ち寄りください。

(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課)静岡自動車営業部 スズキ室

TEL: 053-454-8946

(非幹事)

損害保険ジャパン株式会社

この保険は、スズキ㈱を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする
団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてスズキ㈱が有します。
(ご注意)
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集締切日までにご加入の方からの
特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パン
フレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、『重要事項説明書』をご確認ください。
なお、医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお受けとなります。

スズキグループ社員の皆様へ

団体総合生活保険

スズキ団体保険のご案内

団体割引・
損害率による割引

最大

24.0%
適用

(※)
※スズキ(株)へご在籍の方

① 最大24%の割引が適用!

② 保険料払込は給与天引き!

※保険始期月の3ヶ月後より

③ スズキカフェテリアプランご利用可能!

※スズキ(株)へご在籍の方

リスクに備える充実の補償で

従業員の皆様やご家族の生活をお守りします!



©東京海上日動

ケガの補償	P3-P4
個人賠償責任の補償	P5
携行品の補償	P6
ホールインワン・アルバトロス費用	P7
所得補償	P9
団体長期障害所得補償(GLTD)	P10
がんの補償	P11
病気・医療の補償	P12
介護の補償	P13
こどもプラン	P14

“もしも”に備えて様々な補償をご用意しています。

[本補償はご在職中のみの補償の為、ご退職時に脱退となります。]

(※)割引率は団体割引20%、損害率による割引5%により、算出しています。 割引率24% = {1-(1-団体割引20%)} × (1-損害率による割引5%)
損害率の悪化により今年度の損害率による割引率が減少しています。 GLTDは損害率による割引対象外です。

保険期間

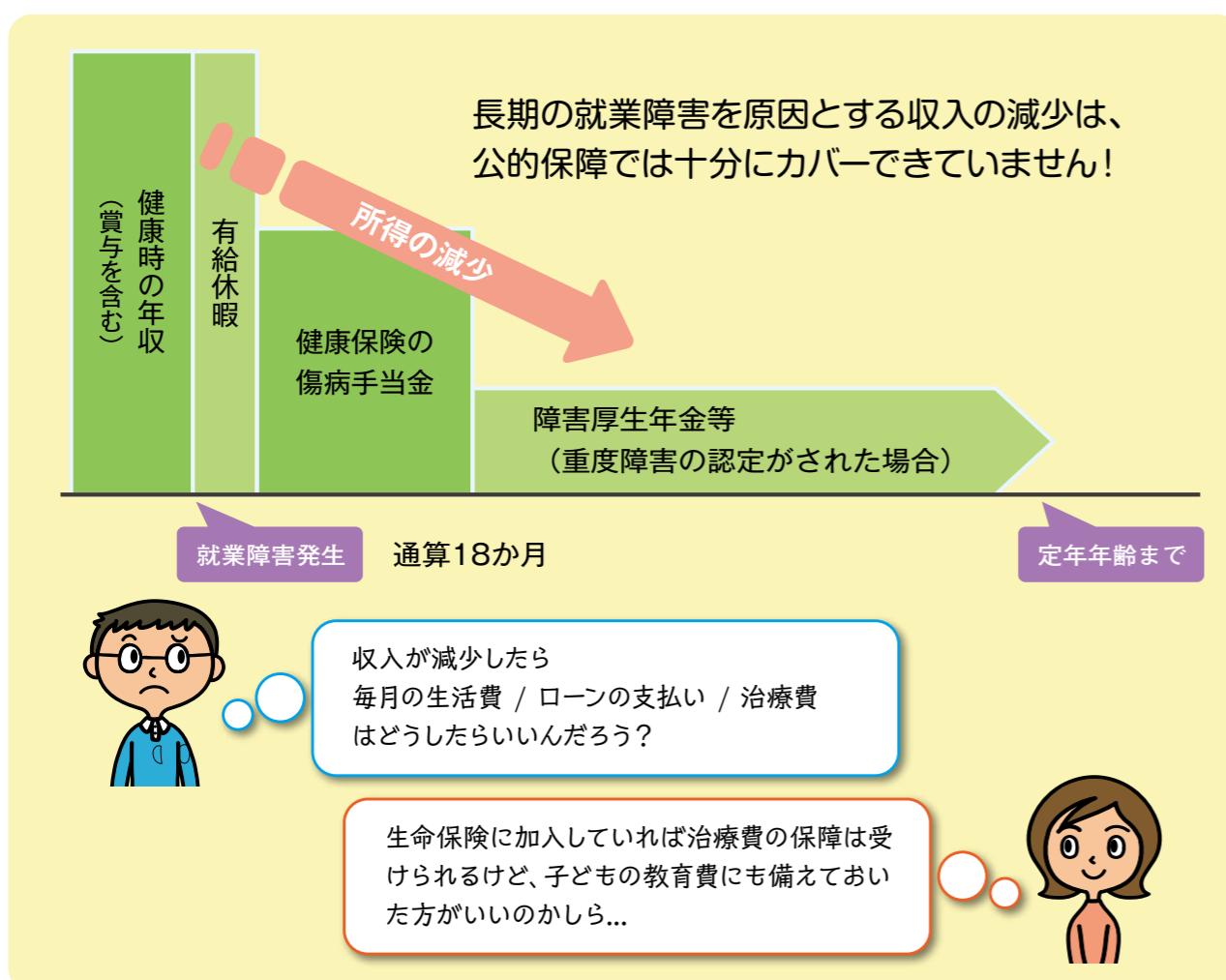
令和8年2月1日 午後4時から令和9年2月1日 午後4時まで

○ご加入に際して○「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。「サービスのご案内」「補償の概要等」「重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明は、左記URLもしくは2次元コードにて弊社保険事業部ホームページを検索の上、ご確認をお願いいたします。(重要事項説明書は、印字・保管されることをおすすめいたします。)冊子をご希望の場合は、取扱代理店までご連絡ください。

●各補償の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

今回更新いたしました内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

病気やケガで長期間働けなくなったりときに備えていますか?



**長期の就業障害への備えとして
補償のセット加入がおすすめです!**

補償内容の詳細は P9、10 をご確認ください。

おすすめの加入プラン

最長1年間保険金をお支払い

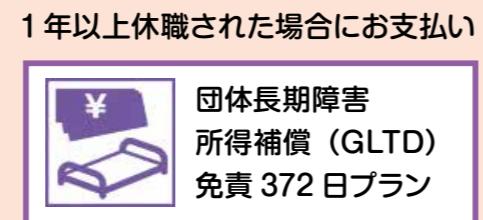


所得補償

Kタイプ 1口

月額 **410円** (基本級別:1級)

合計月額 **900円** (30歳男性の場合の保険料)



団体長期障害
所得補償 (GLTD)
免責 372日プラン

T1タイプ 1口

月額 **490円**

1口につき 月額給付 5万円~ ご加入いただけます!

個人賠償責任

加害者になった場合に備える



自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた…

【高額賠償事例】 9,521万円

加害者への支払い命令 *1

もしも加害者になってしまった場合に備えられます!

他にもこんなリスクが!

子どもが店の商品を壊してしまった

飼い犬が他人にかみつきケガをさせた

等

年齢一律/男女共通

保険料は月々 **200円** ※Aタイプの場合

補償内容の詳細は P5 をご確認ください。

おすすめの加入プラン

●日常生活のケガ、賠償責任に備えたい方 合計月額 **890円**

ケガの補償

日常生活全般プラン
Cプラン(本人型) 1口

月額 **690円**

個人賠償責任

日常生活全般プラン
Aタイプ(家族型)

月額 **200円**

●自転車搭乗中の事故に備えたい方 合計月額 **400円**

ケガの補償

自転車事故限定プラン
F1タイプ(家族型)

月額 **330円**

個人賠償責任

自転車プラン
Fタイプ

月額 **70円**

●ゴルフの際の補償を手厚くしたい方 合計月額 **1,070円**

ケガの補償

ゴルフ中等限定プラン
H1タイプ

月額 **350円**

個人賠償責任

ゴルフ中等限定プラン
Hタイプ

月額 **70円**

携行品

ゴルフ用品限定プラン
1タイプ

月額 **170円**

ホールインワン・ アルバトロス費用 1タイプ

月額 **480円**

上記以外にもご希望に合わせて補償の組み合わせが可能です!

詳しくは各補償ページをご覧ください。

補償ラインナップ[®](基本補償)

ケガの補償

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…・交通事故によるケガ
・旅行中のケガ
・仕事中のケガ
・家庭内のケガ
・スポーツ中のケガ



【天災危険補償特約】 <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

【特定感染症危険補償特約】 <追加補償>

特定感染症^{*1}を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

■交通事故等限定プラン

【交通事故傷害危険のみ補償特約セット】

国内外での交通事故等^{*2}により、保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…・クルマにはねられたときのケガ
・駅の改札口に入つてから出るまでのケガ



*2 交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

■ゴルフ中等限定プラン

【ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…スイングした拍子に転んだときのケガ



死亡・後遺障害

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガや熱中症で入院^{*3}したり手術^{*4}を受けた場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*4 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガや熱中症で通院^{*5}した場合に保険金をお支払いします。

*5 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間
団体割引：20%、損害率による割引：5%

プラン	日常生活全般プラン				交通事故等限定プラン		自転車事故限定プラン		ゴルフ中等限定プラン ^{*3}		
	本人型		家族型		本人型	家族型	家族型		本人型		
型	SHタイプ	Sタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Aタイプ	Bタイプ	F1タイプ	F2タイプ	H1タイプ	H2タイプ	
加入限度口数	10口	1口	6口	6口	5口	6口	1口	1口	1口	1口	
天災危険補償特約	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	
特定感染症危険補償特約 ^{*1}	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	
交通事故傷害危険のみ補償特約	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
自転車事故傷害危険のみ補償特約	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	250万円	250万円	200万円	100万円	1,200万円	400万円	800万円	1,500万円	1,350万円	800万円
	入院保険金日額 ^{*2} (1日あたり)	—	2,500円	1,500円	600円	3,000円	1,500円	4,000円	8,000円	15,000円	12,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	—	1,250円	1,000円	300円	2,000円	800円	2,000円	4,000円	10,000円	8,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額				60万円		400万円	800万円	1,500万円		
	入院保険金日額 ^{*2} (1日あたり)	—	—	—	400円		1,500円	4,000円	8,000円	—	—
	通院保険金日額(1日あたり)	—	—	—	200円		800円	2,000円	4,000円		
ご親族	死亡・後遺障害保険金額				60万円		400万円	800万円	1,500万円		
	入院保険金日額 ^{*2} (1日あたり)	—	—	—	300円		1,500円	4,000円	8,000円	—	—
	通院保険金日額(1日あたり)	—	—	—	150円		800円	2,000円	4,000円		
保険料(月払)	260円	740円	690円	690円	570円	520円	330円	330円	350円	270円	

※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

*1 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象外です)。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(自転車事故限定プランはお支払いの対象外です)。

*3 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

■自転車事故限定プラン

【自転車事故傷害危険のみ補償特約】

日本国内において自転車搭乗中または、自転車に搭乗していない間の運行中の自転車との衝突または接触等の交通事故によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害 ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院 ケガや熱中症で入院^{*6}した場合に保険金をお支払いします。

*6 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

通院 ケガや熱中症で通院^{*7}した場合に保険金をお支払いします。

*7 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。



個人賠償責任の補償

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)^{*1}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをせってしまった。



■ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ賠償責任補償特約セット]

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)^{*1}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- ・ボールをぶつけてケガをせってしまった。
- ・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。

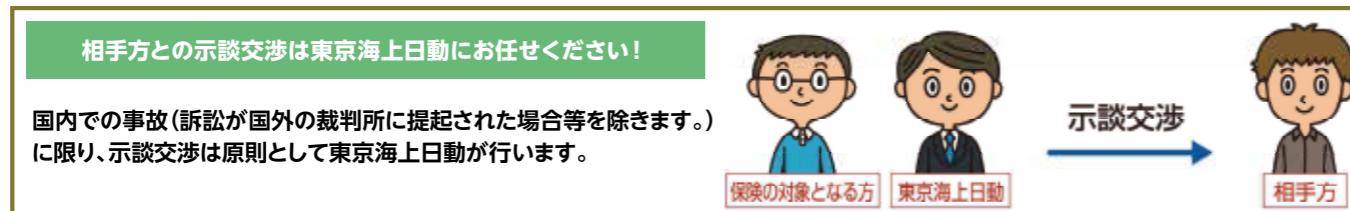


■自転車プラン [自転車賠償責任補償特約セット]

日本国内において、自転車の所有、使用、または管理に起因して、他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、他人から借りた物や預かった物(受託品)^{*1}を壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：5%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	日常生活全般プラン	自転車プラン	ゴルフ中等限定プラン
タイプ名	Aタイプ	Fタイプ	Hタイプ
個人賠償責任 型	家族型		本人型
個人賠償責任 保険金額	国内：無制限 国外：1億円	国内：1億円	国内：無制限 国外：1億円
保険料(月払)	200円	70円	70円

自転車プラン(Fタイプ)にご加入の場合は、ケガの補償の自転車事故限定プラン(F1タイプ・F2タイプ)いずれかにもご加入いただく必要があります。



携行品(身の回り品)の補償

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

- ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
- ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。
- ・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



■ゴルフ用品限定プラン [ゴルフ用品補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。

②ゴルフクラブの破損、曲損

例えば… ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：5%

※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン		
	型	本人型	家族型
タイプ名	Aタイプ	SSタイプ	Bタイプ
保険金額	30万円	10万円	30万円
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円
保険料(月払)	130円	50円	200円

プラン	ゴルフ用品限定プラン	
	型	本人型
タイプ名	1タイプ	2タイプ
保険金額	30万円	20万円
免責金額(自己負担額)	0円	0円
保険料(月払)	170円	110円



ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。



●以下のア. およびイ. の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス *1

ア. 同伴競技者

イ. 同伴競技者以外の第三者 *2

●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

例えば…ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

*ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。

*ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

*上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。

同伴競技者以外の第三者 *2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：5%
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	
タイプ名	1タイプ	2タイプ
保険金額	50万円	30万円
保険料(月払)	480円	250円

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)、医療補償・がん補償・介護補償・個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点での告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

*2 医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。^{*2}

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*3}

*3 一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*2 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*3 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘されたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以後に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

いよ
た
し
く
。お
願
い



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。



所得補償

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1}(7日)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。^{*2}

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。



<保険金のお支払い方法> 下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

[例 免責期間7日間のタイプにご加入の場合]

- ・職業：一般事務従事者
- ・平均月間所得額：40万円
- ・所得補償保険金額：20万円
- ・てん補期間：1年間
- ・免責期間：7日

Aさん(35歳)は病気で3月25日から7月15日まで入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。この場合お受け取りいただく保険金は?

《免責期間》
3月25日～3月31日(7日間)
《保険金支払対象期間(就業不能期間)}
4月1日～8月31日までの5か月間と9月1日～15日までの15日間の合計
《お支払いする保険金》
(20万円×5か月)+(20万円×15日/30日)=110万円
※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
保険期間	←→											
働けない期間	3月25日から → 9月15日まで											
免責期間(7日)	3月25日から 3月31日まで											
保険金支払対象期間(就業不能期間)	4月1日から → 9月15日まで											
	病気・入院	退院・自宅療養	復職									

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：5%

型	本人型			
	Kタイプ			
タイプ名	Kタイプ			
	一般事務従事者 営業職等 (基本級別1級)	研究員(危険物取扱い を除く)等 (基本級別2級)	自動車組立工 金属加工作業者等 (基本級別3級)	
てん補期間 ^{*3}	1年			
免責期間	7日			
加入限度口数	10口			
所得補償保険金額(月額)	5万円			
保険料 (月払)	15～19歳	210円	240円	280円
	20～24歳	300円	340円	400円
	25～29歳	340円	390円	450円
	30～34歳	410円	480円	560円
	35～39歳	520円	590円	700円
	40～44歳	640円	740円	870円
	45～49歳	770円	880円	1,040円
	50～54歳	890円	1,020円	1,200円
	55～59歳	950円	1,090円	1,280円
	60～64歳	1,000円	1,150円	1,350円

※所得補償保険金額は、平均月間所得額^{*4}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額^{*4}を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢^{*5}によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(一般事務従事者、営業職等)、基本級別2級(研究員(危険物取扱いを除く)等)、基本級別3級(自動車組立工、金属加工作業者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{*5}が満15歳以上の方に限ります。

*3 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*4 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得^{*6}の平均月額をいいます。

*5 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*6 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

※現在SHタイプとのセット加入の方は、「ケガの補償」のページもご確認ください。

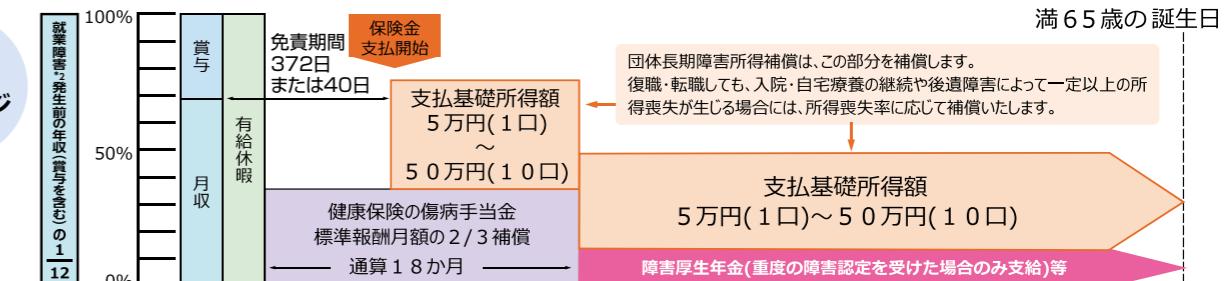


団体長期障害所得補償(GLTD)(定額型)

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1}(372日または40日)を超えた場合に、最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、60歳以上の場合は3年となります。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金とGLTDのお支払要件が異なることがあります。
※支払基礎所得額(月額)が平均月間所得額の範囲内となるように、加入口数を設定してください。
*2 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

【認知症・メンタル疾患補償特約】 【追加補償】

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。^{*3}

*3 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

【妊娠に伴う身体障害補償特約】 【追加補償】

妊娠に伴う病気やケガの場合に保険金をお支払いします。

T4タイプの場合免責期間^{*4}は90日となります。

*4 保険金をお支払いしない期間をいいます。

【天災危険補償特約】 【追加補償】

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

補償される金額(支払基礎所得額) ・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間
てん補期間^{*5}：65歳の誕生日まで (60歳以上の場合は3年)
団体割引：20%

型	本人型			
	性別	男性		女性
タイプ名		T1タイプ	T3タイプ	
免責期間	372日	40日	372日	
加入限度口数	10口			
支払基礎所得額(月額)	5万円	5万円	5万円	5万円
認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) (てん補期間 ^{*5} ：2年)	○	○	○	○
妊娠に伴う身体障害補償特約 (免責期間：90日)(T4タイプの場合)	—	—	○	○
天災危険補償特約	○	○	○	○
保険料 (月払)	15～24歳	440円	810円	310円
	25～29歳	450円	910円	410円
	30～34歳	490円	1,050円	530円
	35～39歳	590円	1,300円	750円
	40～44歳	860円	1,740円	1,160円
	45～49歳	1,230円	2,360円	1,620円
	50～54歳	1,710円	2,760円	2,080円
	55～59歳	1,870円	2,870円	2,000円
	60～64歳	1,790円	2,370円	1,670円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額^{*6}の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額^{*6}を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢^{*7}や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{*7}が満15歳以上満64歳以下の方に限ります。

*5 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*6 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得^{*8}の平均月額をいいます。

*7 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。



がんの補償

がんと診断確定^{*1}された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることができます。

<特長>

■がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院保険金は1日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。
- ・三大治療^{*2}のための通院は、入院の有無を問わず、また、支払日数の制限なく通院保険金をお支払いします。
- ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

*2 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。



がん診断

がんと診断されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たにがんが生じたときでも保険金をお支払いします。^{*3}

*3 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

がん入院・手術

がんで入院(日帰り入院も含みます。)や所定の手術^{*4}をしたときに保険金をお支払いします。

*4 時期を同じくして^{*5} 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

*5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

がん通院

・がんで入院(日帰り入院も含みます。)をしたときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。^{*6}

なお、三大治療のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。^{*7}

がん通院延長

*6 1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします。

*7 通院日数の限度はありません。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：5%

※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型		
性別		男性・女性共通		
タイプ名		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
ご本人	がん診断保険金額	200万円	100万円	100万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	20,000円	10,000円	—
	がん手術保険金額(手術の種類により)	20万円・40万円・80万円	10万円・20万円・40万円	—
	がん通院保険金日額(1日あたり)	10,000円	5,000円	—
	がん通院延長保険金日額(1日あたり)	10,000円	5,000円	—
保険料(月払)	5～9歳	170円	90円	70円
	10～14歳	240円	130円	100円
	15～19歳	200円	100円	80円
	20～24歳	190円	100円	40円
	25～29歳	610円	300円	190円
	30～34歳	1,220円	600円	340円
	35～39歳	2,160円	1,070円	640円
	40～44歳	3,090円	1,550円	890円
	45～49歳	4,450円	2,230円	1,240円
	50～54歳	5,540円	2,780円	1,540円
	55～59歳	7,720円	3,860円	2,060円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢^{*8}によって異なります。

*各タイプにつき、「金額」または「〇」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{*9}が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に對してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

*8 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。



病気・医療の補償

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。



疾病入院

病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。

※1回の入院について180日を限度とします。

疾病手術

病気で手術^{*1}をしたときに保険金をお支払いします。

*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして^{*2} 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

放射線治療

病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。

※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

傷害入院

ケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。

※1回の入院について180日を限度とします。

傷害手術

ケガで手術^{*3}をしたときに保険金をお支払いします。

*3 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして^{*4} 2種類以上手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*4 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

総合先進医療

病気やケガで先進医療^{*5}を受けたときに保険金をお支払いします。

*5 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。

総合先進医療一時金

総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：5%

保険金額・保険料表(1口あたり)

型	本人型				
	性別		男性・女性共通		
タイプ名	タイプ名		Aタイプ	Bタイプ	
	疾病入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	
ご本人	疾病手術 保険金額	重大手術 ^{*6}		200,000円	
		上記以外の手術	入院中	50,000円	
			入院中以外	25,000円	
ご本人	放射線治療保険金額		50,000円	50,000円	
	傷害入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	—	
ご本人	傷害手術 保険金額	重大手術 ^{*6}		200,000円	
		上記以外の手術	入院中	50,000円	
			入院中以外	25,000円	
総合先進医療基本保険金額		—	—	300万円	
総合先進医療一時金額		—	—	10万円	
保険料(月払)	5～9歳	510円	310円	560円	
	10～14歳	480円	280円	530円	
	15～19歳	540円	340円	590円	
	20～24歳	690円	490円	740円	
	25～29歳	720円	520円	770円	
	30～34歳	750円	550円	800円	
	35～39歳	800円	600円	850円	
	40～44歳	900円	700円	950円	
	45～49歳	1,140円	940円	1,190円	
	50～54歳	1,430円	1,230円	1,480円	
	55～59歳	1,940円	1,740円	1,990円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢^{*7}によって異なります。

*各タイプにつき、「金額」または「〇」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

*保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{*7}が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*6 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

*7 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。



介護の補償

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)が支払われます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾患)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援をする状態。
	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：5% ※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型			
	公的介護保険連動型(要介護3)			
補償の型	K100タイプ	K200タイプ	K300タイプ	
保険料(月払)	介護補償保険金額	100万円	200万円	300万円
	40～44歳	30円	50円	80円
	45～49歳	30円	60円	100円
	50～54歳	40円	90円	130円
	55～59歳	60円	130円	190円
	60～64歳	140円	270円	410円
	65～69歳	390円	780円	1,170円
	70～74歳	860円	1,720円	2,580円
	75～79歳	2,000円	3,990円	5,990円
	80～84歳	3,800円	7,600円	11,400円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

こどもプラン

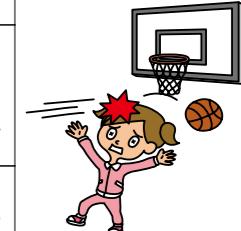


こども傷害補償

例えば… ①体育の授業中、バスケットボールをしていてケガをした。
②通学中に交通事故にあり、骨折、入院した。

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害	ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。 また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガや熱中症で通院*3した場合に保険金をお支払いします。 *3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
細菌性食中毒等補償特約	有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。
特定感染症危険補償特約	特定感染症*4を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。 ※地震等を原因とした特定感染症に対してはお支払いできません。 *4 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



扶養者に万一のことがあった場合に備えます。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。
※天災危険補償特約(傷害、育英費用用)は、扶養者と保険の対象となる方(お子様)の補償です。

育英費用補償特約	扶養者にケガや熱中症による死亡または重度後遺障害が生じた場合に保険金(一時金)をお支払いします。
天災危険補償特約(傷害、育英費用用)	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により扶養者がケガをしたまたは熱中症となり、そのケガまたは熱中症による死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に、育英費用補償特約の保険金をお支払いします。また、保険の対象となる方(お子様)が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

賠償責任に関する補償



個人賠償責任

例えば… ①自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
②レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*5を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



*5 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：5%

※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	E1タイプ	E2タイプ	E3タイプ
お子様のケガ	死亡・後遺障害保険金額	100万円	300万円
	入院保険金日額 *(1日あたり)	2,500円	3,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,500円	2,000円
	細菌性食中毒等補償特約	○	○
	特定感染症危険補償特約 *7	○	○
	育英費用保険金額	522万円	770万円
	天災危険補償特約(傷害、育英費用用)	○	○
	個人賠償責任保険金額 (記録情報限度額500万円)	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円
	保険料(月払)	1,320円	1,940円
		2,520円	

※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

*6 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*7 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象外です。)。